

とちぎの子どもをみんなで育てるために

とちぎの子ども育成憲章

明日を担う子ども達が 夢と希望を持ち
心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです
わたしたちは 子育てに積極的にかかわり
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

1 子どもたち一人ひとりを 尊重し命を大切にします

子どもたちに、「自分は大切な存在である」「自分の命も他の人の命も大切である」ということに気付いてほしい、というメッセージを込めています。

1 子どもたちとの関わりを深め 思いやりの心をはぐくみます

子ども達に、だれもが支えられて生きているということに気付いてほしいというメッセージを込めています。

1 一人ひとりが子どもたちの 手本となるよう行動します

子どもたちに、成長過程において、大人になることへの自覚を促していく、というメッセージを込めています。

1 子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てます

子どもたちに、社会の一員としての自覚を持った人に育ってほしいとのメッセージを込めています。

1 とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子ども達に引き継ぎます

未来を担う子どもたちに、豊かな自然や受け継がれてきた故郷の伝統、文化を継承していく、というメッセージを込めています。

憲章の目的

次代を担う栃木の子どもたちが、こころ豊かでたくましく成長することは県民すべての願いです。しかし、家庭や地域の教育力の低下や児童虐待など、子ども・若者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

そこで子どもたちを育成してくうえでの基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針として策定し、平成22年2月に制定しました。

憲章の内容

憲章は前文と5つの条文からなり、前文には、目指す子ども像と育成に対する決意が示されています。5つの条文には子どもと関わる行動指針として5つの視点を示しており、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面で実践されることが期待されています。

また命を大切にし、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った大人に成長して欲しいというメッセージでもあります。

問い合わせ先

栃木県青少年男女共同参画課 ☎028-623-3075